

令和3年度介護報酬改定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）における単価の改正について（案）

1 単価の改正について（詳細は別紙参照）

（1）基本報酬について

- 国基準型・市基準型（一体・単独）について、プラス改定を見込んでいます。
- 国基準型に関しては国が定める単価、市基準型（一体・単独）に関しても国基準と同程度の増加幅を見込んでいます。
- 令和3年9月30日までのコロナ特例（基本報酬+0.1%上乘せ）については、介護給付サービスと同様、行うことを見込んでいます。

（2）加算について

- 国基準型・市基準型（一体）については、国が示す加算内容とすることを見込んでいます。
- 市基準型（単独）に関しては「科学的介護推進体制加算」の導入を見込んでいます。

2 人員・設備・運営基準について

介護給付サービスと同様の改正を見込んでいます。

3 今後のスケジュールについて

- 国から単価に関する告示が出たのち、市から単価の改正に関する通知を事業所宛てにメールで送付します。
- サービスコード表、請求事務に係る単位数表マスタに関しても準備ができ次第、順次メールで送付するとともに市ホームページにも掲載いたします。
- 新たな加算の手続き方法については、別途、ご案内いたします。

4 その他

上記内容に関しては、あくまで現段階のものです。今後、国から示される告示の内容次第で変更となる可能性がありますので、ご承知おきください。